

## 薬局の定義(薬事法第2条第11項)

薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所

## 薬局の主要な業務: 調剤

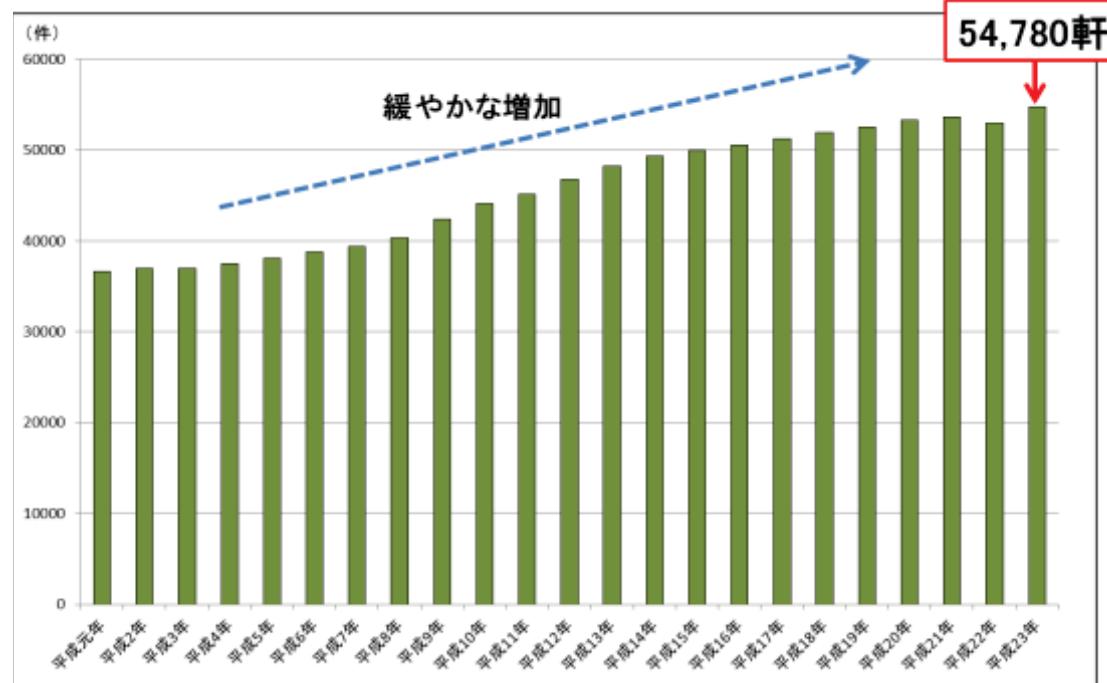
- ・処方箋に指示されている内容が患者にとって適正か確認
- ・処方情報に基づき薬剤を調製
- ・患者が適正に使用するための情報提供(服薬指導)とともに、調剤済み薬剤を交付

## 調剤以外の薬局の業務

- ・一般用医薬品の販売
- ・在宅患者に対する対応
- ・その他(お薬相談等)

## 薬局数、年次推移(右図)

54,780軒  
(平成23年度衛生行政報告例)



# 日本における医薬分業への取組について

## 【医薬分業とは】

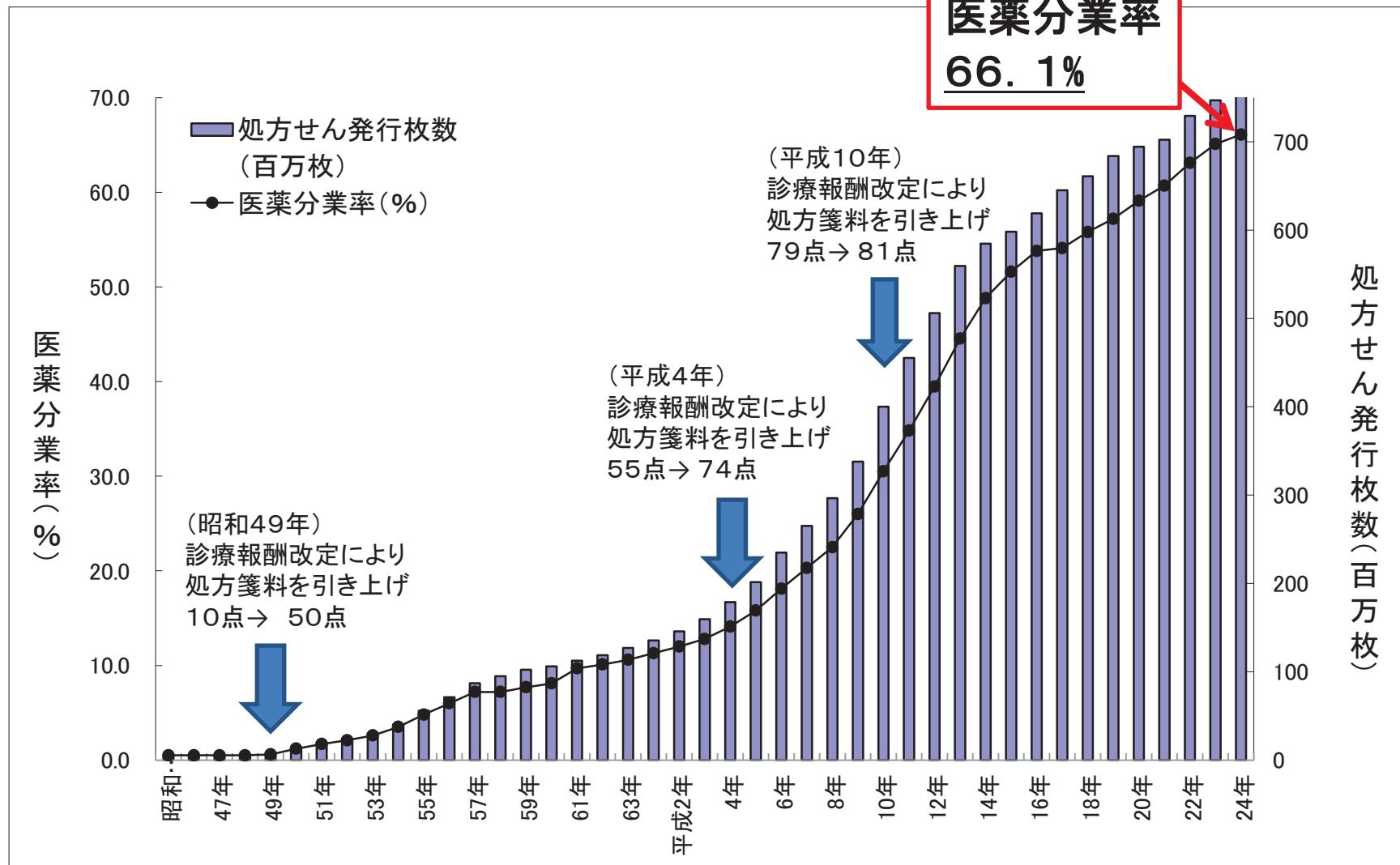
医師が患者に処方箋を交付し、薬局の薬剤師がその処方箋に基づき調剤を行い、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し国民医療の質的向上を図ろうとするもの。

## 【医薬分業のメリット】

- ・医師にとって手持ちの薬にしばられずに自由に処方できる。
- ・処方箋が患者に交付されることにより、処方内容が患者に開示される。
- ・薬剤師による医師と独立した立場からの処方チェックが可能。
- ・複数の医師による処方箋であっても、1軒の薬局で調剤を受けることにより、重複投与の防止や相互作用の確認が可能。
- ・外来調剤業務が軽減され、病院薬剤師の病棟活動が促進される。

# 日本における医薬分業への取り組みについて

## 【医薬分業率の年次推移】



$$\text{※医薬分業率(%)} = \frac{\text{処方箋枚数(薬局での受付回数)}}{\text{医科診療(入院外)日数} \times \text{医科投薬率} + \text{歯科診療日数} \times \text{歯科投薬率}} \times 100$$

# 調剤を実施する薬局=“医療提供施設”

平成16年度より社会保障審議会医療部会において薬局を医療提供施設とすることについて議論がなされ、平成18年の医療法改正により、「調剤を実施する薬局」が「医療提供施設」に追加された。

## 医療法第1条の2

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設(以下「医療提供施設」という。)、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能(以下「医療機能」という。)に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

## 薬局を医療提供施設として位置づけることとした理由

### II 3. (1) 医療計画制度の見直し等(医療提供体制に関する意見中間まとめ(平成17年8月1日社会保障審議会医療部会)より抜粋)

- 医薬品や医療機器の提供体制の在り方に関し、医薬分業率が5割まで達しており、薬局が地域において医薬品等の提供を行う上で重要な役割を果たしている施設であることを踏まえ、医療提供体制の中での薬局の役割、位置付けの明確化を検討する必要がある。
- 薬局においては、従来から、医療保険制度の下、病院・診療所が交付する処方箋に基づく調剤、患者の処方薬等に関する薬歴管理、服薬指導等を、医療サービスの一部として薬剤師が提供している。
- 近年、急速に医薬分業が進展し、平成16年度においては、医薬分業率は50%を超えたところであり、地域における医薬品等の提供に当たり、薬局はこれまでにも増して重要な役割を果たすようになってきている。
- また、在宅医療における薬物療法の提供、休日・夜間における医薬品の供給、慢性疾患患者に対する服薬管理など、薬局は医療提供体制の中で幅広い役割が期待されており、今後、医療機関と十分連携して地域医療における医療提供体制の整備を進めていくことが重要。



薬局の地域医療に対する貢献への期待が高まったことから、薬局を医療提供施設として位置付け、次の事項を実施し、医薬品等の供給拠点としての役割を明確化することとなった。(医療提供体制に関する意見・最終まとめ(平成17年12月8日社会保障審議会医療部会)

- ア 医療計画における医療連携体制への位置付け
- イ 薬局機能に関する一定の情報の届出・公表の制度化
- ウ 薬局における安全管理体制等の整備
- エ 薬局における医薬品に係る情報提供・相談体制の整備

# 標準産業分類における薬局の現行の位置づけ

## 【現行】

### 大分類 I 「卸売業、小売業」

中分類 60 その他の小売業

小分類 603 医薬品・化粧品小売業

細分類 6031 ドラッグストア

6032 医薬品小売業(調剤薬局を除く)

6033 調剤薬局

6034 化粧品小売業

現行の、薬事法上の  
薬局は三つの分類  
のどちらにも入りうる  
(ドラッグストア、医薬  
品小売業の中にも調  
剤を行っているもの  
あり)

**ドラッグストア**: 主として医薬品、化粧品を中心とした健康及び美容に関する各種の商品を中心として、家庭用品、加工食品などの最寄り品をセルフサービス方式によって小売する事業所をいう。

**医薬品小売業(調剤薬局を除く)**: 主として一般用医薬品及び医療用品を小売りする事業所

**調剤薬局**: 主として、医師の処方せんに基づき医療用医薬品を調剤し、販売又は授与する事業所

# 「薬局」を「医療提供施設」と位置付けたことによる、 実質的な変化

## 医療計画、医療連携関係

- 平成24年度の都道府県の医療計画の策定にあたり、国が示した医療計画作成指針では、それまでの「4疾病・5事業」から、「5疾病・5事業および在宅医療」に見直しが図られている(精神疾患と在宅医療を追加)。
- その際、医療連携体制については、特に在宅医療における地域の医療提供体制の確保状況の明示を求めており、「地域にどのような診療所、病院、訪問看護ステーション、**調剤を実施する薬局**等が存在し、かつ、どのような連携体制を組んでいるのか、また、患者の状態等に応じて適切な他の医療提供者等にどのように紹介するのかなどの仕組みがわかりやすく理解できるようにすること」(平成24年3月30日医政発0330第28号、厚生労働省医政局長通知)となった。
- さらに、適切な療養環境を確保と併せて、「**医薬品の提供拠点としての調剤を実施する薬局の機能を活用するために、居宅等への医薬品等の提供体制についても明示すること**」(同、厚生労働省医政局長通知)と求めており、医療における薬局の機能が、より明確化されることとなった。
- その結果、各地域で策定される医療計画に、薬局の役割を明確化もしくは反映する機会が着実に増えた。

# 「薬局」を「医療提供施設」と位置付けたことによる、 実質的な変化

## 医療計画における薬局の役割の記載例

(大阪府保健医療計画(平成25年4月)より抜粋)

### (イ)在宅医療への積極的な取り組み

国民の意識調査(平成20年「終末期医療に関する調査」厚生労働省)では60%以上が終末期における自宅療養を望んでおり、在宅医療への積極的な取り組みに向けた体制整備が求められている。薬剤師が在宅医療に関与することにより、在宅患者の服薬状況の確認、ADL(日常生活動作)に応じた調剤上の工夫、手持ち薬の管理、副作用の未然防止などが可能となり、患者のQOL(生活の質)が向上する。また、患者情報を共有するために、薬剤師が退院時共同指導や地域連携クリティカルパス等へ参画することも重要である。

今後は、薬局間や医療機関、訪問看護ステーションなどとの連携の推進をはかるとともに、麻薬の薬局間譲渡を柔軟に対応するよう国に働きかけ、また、無菌製剤調製設備の整備をはかる等、薬局が在宅医療へ参画するための方策を検討する。

### (ウ)休日・夜間薬局体制の整備

薬局は、休日・夜間時の連絡先の周知、また、各支部薬剤師会は、市町村が実施する休日・夜間診療所への協力をを行い、休日・夜間の薬局体制の整備をはかっている。

また、今後も、大阪府薬剤師会等関係団体と連携し、より地域の実状に相応した体制整備の推進をはかるとともに、休日・夜間に開局している薬局の情報について「薬局機能情報検索システム」を活用し、府民等へ情報提供していく。

# 「薬局」を「医療提供施設」と位置付けたことによる、 実質的な変化

## 薬局機能に関する一定の情報の届出・公表の制度化

- ・ 薬局機能情報提供制度の導入(平成19年4月実施)  
　　薬局機能情報提供制度ができたことで、患者が自らのニーズに合った薬局を選択できるようになった。(在宅を行っている薬局、一包化に対応できる薬局など)

## 薬局における安全管理体制等の整備

- ・ 薬局においても、医療機関と同様に医薬品の安全使用のための責任者の設置、従業員から開設者への事故報告の体制の整備、医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための手順書の作成が義務づけられた(「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」)  
　　⇒ 患者へより安全な医療を提供することが可能となった。